

様式例第2号

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1 件につき 670 円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

① 支払われた賃金の 50 %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の %（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の %（消費税相当分を含む。）に相当する額

（注）「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	円 手数料負担者は としてします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 上限 50 % 手数料負担者は 求人者 としてします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は としてします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 円 活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は としてします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の % 手数料負担者は としてします。

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 23-ユ-010024

事業所の名称及び所在地 (有) アリス・イン・ワシントン
名古屋第4種R 未発達1-17 第五アサヒSF